滋賀県版環境影響評価技術ガイドについて

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

1. 目的

事業者が環境影響評価を円滑に実施するに当たっては、留意すべき具体的事項についてとり まとめられた技術的なガイドが必要である。

国では、環境影響評価法に基づく環境影響評価の技術手法をとりまとめた「環境影響に関する技術ガイド」(以下「技術ガイド」という。)を作成している。

県では、滋賀県環境影響評価条例(以下「条例という」。)に基づく環境影響評価の技術面についてとりまとめた「滋賀県における環境影響評価の手引きー条例版ー」(以下「手引き」という。)を平成13年に県の監修、社団法人滋賀県環境アセスメント協会の編集により発行している。

国の「技術ガイド」は改訂版が発行されたところであるが、県の「手引き」は発行以降改訂されておらず、制度改正や新たな技術が反映されていないことから、今般、県において「滋賀県版環境影響評価技術ガイド(以下「滋賀県版ガイド」という。)を作成する。

2. 滋賀県版ガイドの作成方針

「技術ガイド」および「手引き」を参考に、以下の観点に留意して作成する。

- (1) 制度改正の反映(配慮書制度導入、環境要素に放射性物質の追加)
- (2) 最新の調査・予測技術の反映
- (3) 最新の情報の反映(関係法令、参考資料)
- (4) 事例の紹介(参考事例、環境保全措置、事後調査)
- (5) 技術ガイドの活用

国が発行した「技術ガイド」の改訂版を確認し、そこに記載されている内容については該 当箇所を示す。

3. 滋賀県版ガイドの全体構成

「技術ガイド」の構成(改訂後5冊で構成)を踏まえ、「滋賀県版ガイド」も分冊構成とする。 <分冊構成案>

- · 総論、配慮書分野
- ・ 大気環境・水環境・土壌環境・環境負荷、放射性物質分野→大気、水質、土壌、廃棄物、温室効果ガス、放射線の量
- ・ 生物多様性・自然との触れ合い分野
 - →動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合い活動の場
- 歴史的遺産分野
 - →文化財、伝承文化
- 環境保全措置、事後調査分野

4. 滋賀県版の各ガイドの構成

- (1) 総論、配慮書分野
 - ① 趣旨
 - ② 手続概要

滋賀県環境影響評価条例の手続の流れ(一覧表)を掲載

- ③ 配慮書関係
- (2) 各環境要素の分野

環境要素ごとの調査、予測および評価の手法等を、技術指針別表第1に掲げる環境要素の 区分ごとに記載

- ① 調査、予測および評価の手法、評価の考え方、環境保全措置の例
 - ・法と同種の環境要素に関する記述については「技術ガイド」の該当箇所を示す。
 - ・条例独自の環境要素(気象、電波障害、文化財、伝承文化)に関する調査、予測および評価の手法、評価の考え方、環境保全措置の例を記載
 - ・滋賀県独自の内容(水象、水質等の環境要素における琵琶湖の湖流等)については、 当該部分をとりまとめて記載
- ② 先進手法(県独自のもの)
 - ・評価書記載の調査、予測および評価の手法から先進手法を紹介
- ③ 参考事例、知事意見および知事意見に対する事業者の見解
- ④ 関係窓口、関係法令、参考文献
- (3) 環境保全措置、事後調查分野

条例施行以降の14事例の紹介(評価書終了10事例、準備書提出前に廃止、中断4事例)

- ① 事例概要 事例一覧表(対象とした環境要素掲載)等
- ② 環境保全措置 評価書終了事例の環境保全措置一覧表等
- ③ 事後調査 評価書終了事例の事後調査計画、結果、追加の環境保全措置等

5. 今回の作業

歴史的遺産分野(文化財、伝承文化)を作成

6. 今後の予定

歴史的遺産分野については、審査会でのご意見を反映させた最終版を完成させ、県ホームページで公表する。

その他の分野については、国が発行している「技術ガイド」の改訂版を参考に事務局で案を 作成し、順次審査会でご意見を伺う。

滋賀県版環境影響評価技術ガイド(案)についての事前意見に対する対応

◎全体

頁	該当箇所	意見	対 応
		括弧書きは極力避ける。	ご指摘のとおり可能な限り修正しま
			した。

◎文化財

頁	該当箇所	意見	対 応
1	前文	環境要素に大気質を加え、滋賀県の環境	ご指摘のとおり修正しました。項目
		要素の表に項目名、列挙順を合わせる。	の名称は、「滋賀県環境影響評価技術
3	1. 調査		指針」に記載のとおりとしました。
	(3) T ②		
6	2. 予測		
	(1) イ		
7	2. 予測		
	(3)		
1	1. 調査	調査対象しか書かれていないので、標題	ご指摘のとおり修正しました。
	(1)	は「調査の対象」がよい。	
		分布状況は(2) アで記載されているの	
		で、枠内は「対象となる有形の文化財」	
		がよい。	
2	1. 調査	他の項目の語尾と整合をとって「有形の	ご指摘のとおり修正しました。
	(2) \mathcal{F} a	文化財の分布状況の把握」がよい。	
2	1. 調査	学芸員等の「等」を削除して、括弧の最	ご指摘のとおり修正しました。
	(2) \mathcal{P} b	後に移動する。	
2	1. 調査	伝承文化と整合をとって「現地確認」が	ご指摘のとおり修正しました。
	(2) ア c	よい。	
		「文献資料」は a の項目名に合わせて	
		「文献調査」がよい。	
4	1. 調査	「文化財からの風景」という言い回しが	ご指摘のとおり修正しました。
	(3) 73	分かりにくいので、「文化財の内部から	
	(3) \(\tau \)	見る風景」などと統一すべき。	
6,7	2. 予測		
	(1) ウ		
	(3)		
8	4. 環境保全		
	措置 (1)(2)		Sile in a second
4	1. 調査	「により、文化財の内部から見る風景	ご指摘のとおり修正しました。
	(3) ア③	が変化すること等。(例:文化財の建築	
		の窓ごしに眺める景色や、借景庭園の見	
		え方への影響等)」とする。	

頁	該当箇所	意見	対 応
4	1. 調査	表中「事業計画地外で影響を受ける可能	ご指摘のとおり修正しました。
	(3) イ	性のある範囲/埋蔵文化財包蔵地」、「ア	
		クセスルートに影響を受けることが想	
		定される文化財/埋蔵文化財の存在及	
		び迂回ルートを含む範囲」ではないか。	
4	1. 調査	「文化財の内部から見ることのできる	
	(3) イ	範囲」すべて調査するように読めるが、	場所に限ることとし、p.4の表中にお
		p.7 (2. 予測 (1) ウ) では「重要な風	
		景や借景となる場所」と、著名な景色、	のできる重要な風景や借景となる範
		借景庭園など、ある程度価値が認められている。またよった。思索は、のなるでは、調査はよりに	囲」に修正しました。
		ている重要なものを選定し調査するよ	
		うにと読める。統一させた方がよいよう	
	1. 調査	に思う。 図中、dの矢印の先に比叡山と琵琶湖ら	デゼロのしゃり放工しました
5	1. 調宜 (3) イ	図中、dの大印の元に比叡山と琵琶砌らしきものを描く。	二拍摘のとわり修正しました。
	(5) 4	破線のルートが迂回ルートであること	
		を明記する。	
		で切配する。 凡例を「風景を見るときの視界」とする。	
		視界は単に方向ではなく、角度的な広が	
		りを持っているものであるので、矢印で	
		はなく扇形などで示されるべき。	
5	1. 調査	調査期間について具体的に触れていな	ご指摘のとおり修正しました。
	(5)	いため、標題は「調査時期」がよい。	
		解説は「文化財が紅葉や桜等を要素に持	
		つ場合や、場合は、」がよい。	
6	1. 調査	「文化財所管部局の意見等の判断根拠	文化財所管部局の意見等の裏付けを
	(6)	を明らかにする」とあるが、何の判断根	とるという意味ですので、「文化財所
		拠か明確にする。	管部局の意見等の <u>根拠</u> を明らかにす
			る」に修正しました。
6	2. 予測	「文化財の内部から見る風景の変化に	ご指摘のとおり修正しました。
	(1) ウ	ついては、の範囲と、文化財の分布、	
		そして各文化財から見る風景の視界や	
		可視領域を重ね合せることにより予測	
		する。」とする。	
		※ 視界=ある一定以上の距離、範囲内	
		の視空間の有無を意味する言葉。視点近	
		傍の状態(樹林などに囲まれている状	
		態)によっても決まる。(『景観用語辞典	
_	2. 予測	増補改訂版』p.42)	ご指摘のとおり修正しました。
7	2. 了侧 (3)	標題の「等」を削除してはどうか。	二担値がこねり修正しました。
7	3. 評価	│ 	「文化財保護法等に基づく基準
7	ろ. 評価 (2)	「ヨ該塞甲または日際」を「ヨ該の日際」 に修正。	等」と「関係市町の歴史文化基本構
	(4)		想等における目標」についての記載
			であるため、修正不要です。
			しいひに炒、炒些个女しり。

頁	該当箇所	意見	対 応
8	4. 環境保全	「新たな施設の設置は、文化財の内部か	ご指摘のとおり修正しました。
	措置 (1)	ら見る風景に影響を与えない位置にす	
		る。」とする。(変化、というと抽象的で、	
		風景は季節や時期などによっても絶え	
		ず変化していくので、影響を与える、と	
		いう表現の方が好ましいように思う。)	
8	4. 環境保全	高さを抑えるのは「工法」か。「高さを	ご指摘のとおり修正しました。
	措置 (2)	抑える等の工夫をする」でよいのでは。	
		「新たな施設の形状や意匠を、文化財の	
		雰囲気に合わせたり、文化財の内部から	
		見る風景になじませる等の工夫を行	
		う。」とする。(意匠だけでなく、高さや	
		ボリュームなどの形状にも言及してお	
		いた方が良いのではと思いました。また	
		形状を入れておけば、特に屋根を挙げず	
		とも、施設の色々な部分が対象になるこ	
		とは自明かなとも思った次第です)	
8	4. 環境保全	5.(3)と整合をとって「文化財の移築・	ご指摘のとおり修正しました。
	措置 (3)	移動、修復および記録の保存を行う。」	
		がよい。	
11	7. 知事意見	ブランクの枠に「方法書」「準備書」を	ご指摘のとおり修正しました。
\sim		記載。	
16		方法書、準備書の意見に対する事業者の	
10		見解の有無、有りの場合はその内容を記	
		載するとよい。	

◎伝承文化

頁	該当箇所	意見	対 応
19	1. 調査	調査対象しか書かれていないので、標題	ご指摘のとおり修正しました。
	(1)	は「調査の対象」がよい。	
19	1. 調査	「地域に伝わる祭り、行事(場として使	ご指摘のとおり修正しました。
	(1)	用される祠等含む)」とする。	
20	1. 調査	学芸員等の「等」を削除して、括弧の最	ご指摘のとおり修正しました。
	(2) \mathcal{T} b	後に移動する。	
20	1. 調査	「文献資料」は a の項目名に合わせて	ご指摘のとおり修正しました。
	(2) \mathcal{T} c	「文献調査」がよい。	
21	1. 調査	表中「その他伝承文化」と「地元自治	ご指摘のとおり修正しました。
	(2) ウ	会…」の行を入れ替える。	
22	1. 調査	環境要素に大気質を加え、滋賀県の環境	ご指摘のとおり修正しました。項目
	(3) T ②	要素の表に項目名、列挙順を合わせる。	の名称は、「滋賀県環境影響評価技術
24	2. 予測		指針」に記載のとおりとしました。
	(1) イ		
	(3)		

頁	該当箇所	意見	対 応
25	4. 環境保全		
	措置 (2)		
22	1. 調査	表中「アクセスルートに影響を受けるこ	ご指摘のとおり修正しました。
	(3) ≺	とが想定される伝承文化の存在及び迂	
		回ルートを含む範囲」ではないか。	
22	1. 調査	図中、破線のルートが迂回ルートである	ご指摘のとおり修正しました。
	(3) 🗸	ことを明記する。	
23	1. 調査	調査期間について具体的に触れていな	ご指摘のとおり修正しました。
	(5)	いため、標題は「調査時期」がよい。	
23	1. 調査	「有識者の意見等の判断根拠を明らか	有識者の意見等の裏付けをとるとい
	(6)	にする」とあるが、何の判断根拠か明確	う意味ですので、「有識者の意見等の
		にする。	<u>根拠</u> を明らかにする」に修正しまし
			た。
23	1. 調査	「取り上げるべき情報が無い場合にも、	「項目を削除せずに特記すべき情報
	(6)	項目を削除せずに調査結果を記述する」	がない旨を記述する」に修正しまし
		とあるが、何を記述するのか。「特記す	た。
		べき情報がない」など具体的に示した方	
		がよい。	
24	2. 予測	「祭りの神輿の通過ルート」は伝承文化	「祭りの神輿の通過ルート」を削除
	(1) ウ	そのものではないか。	しました。
24	2. 予測	標題の「等」を削除してはどうか。	ご指摘のとおり修正しました。
	(3)		
25	3. 評価	「当該基準または目標」を「当該の目標」	「文化財保護法等に基づく基準
	(2)	に修正。	等」と「関係市町の歴史文化基本構
			想等における目標」についての記載
			であるため、修正不要です。
27	7. 知事意見	方法書、準備書の意見に対する事業者の	ご指摘のとおり修正しました。
\sim		見解の有無、有りの場合はその内容を記	
		載するとよい。	
30			

◎参考

日本環境アセスメント協会関西支部に協力いただき、「滋賀県版環境影響評価技術ガイド(案) 一歴史的遺産分野(文化財・伝承文化)一」に対するアンケート調査をおこなったところ、その 結果は以下のとおりでした(回答数 5)。

1. 技術ガイドの内容について

		□よい □まぁよい □あまりよくない ■よくない
前文	1	3 2
調査	1	3 //////
予測	2	3
評価		3 2
環境保全措置		3 2
事後調査		3 2
事例紹介		3 2
知事意見(過去の抜粋)		3 2
関係窓口		3 2
関係法令		3 2
参考文献		3 2

※あまりよくないと思う理由:文化財の調査で、文化財からの風景の変化を挙げているが、 景観として文化財位置を眺望点とし、借景等を景観資源として評価すれば良いのではないか。 ⇒県の見解:「景観」と重複する部分については、「文化財」の項目から省略できる旨を 記載します。 (p. 43)

2. 追加したらよいと思われる項目について

項目	意見	県の見解
文化財からの風景	庭園の借景(文化財指定されている場	調査地域は <u>重要な</u> 風景や借景とな
(調査範囲)	合)を選定することは理解できますが、	る場所に限ることとし、その旨を記
	文化財からの風景となると範囲が広が	載します。(p. 4 表中 d)
	りすぎるため、抽出範囲の目安が必要で	なお、抽出範囲や具体的な調査地
	あると思います。	点については、文化財所管部局等と
文化財からの風景	文献や聞取り調査のみでは「風景が変	協議のうえ、個別に対応いただくこ
(調査方法)	化する地点」であるかの判定は難しく、	ととします。(p.3 (3)解説、p.5 (4)
	該当する地点すべてで現地調査が必要	解説)
	となるように読み取れます。もう少し具	
	体的にお示しいただければ幸いです。	
文化財からの風景	風景の予測となりますと「どの程度変	滋賀県環境影響評価技術指針にお
(予測方法)	化したか」の視点からの評価が必要と考	ける景観の調査すべき情報とは「主
	えます。そうしますと「景観」の調査予	要な眺望点の状況」「景観資源の状
	測と変わらないものなると想像しまし	況」「主要な眺望景観の状況」となっ
	た。この辺り、「景観」「文化財からの風	ています。

項目	意見	県の見解
	景」の調査・予測及び評価の相違点をお	「文化財からの風景」は文化財と
	示しいただければ幸いです。	一体となった景観であり、「景観」の
		調査対象に該当しない場合も考えら
		れます。そういった場合にも、重要
		な借景等については環境影響評価を
		実施していただきたいことから、文
		化財の項目として取りあげていま
		す。
		なお、調査・予測及び評価の方法
		については、「景観」と類似または同
		じになることも想定されます。
文化財からの風景	文化財からの風景の変化に関する調	
(調査・予測)	査・予測に関しては、景観として調査・	· 1
	予測対象にしていれば検討の必要性が	(3)
	無いことを追加してはどうか。市民がア	
	セス書を見たときに、類似した内容が繰りによりる。	
4/1.0b > 600	り返される。	===+ (a) (a) (b) -
文化財からの風景	たとえば竹林の繁茂を放置している	1. 調査(2)(3)(4) において、文
(調査・評価)	古墳なども風景を保全する対象となり	化財所管部局等と協議することを記
	うるかなど、文化財の状況に応じてどの	載しています。協議の中で、個別に
	ように対処すべきなのか内容を追加してはいるか	対応を考えていただくこととしま
 内容・構成	てはどうか。 ガイド(案)の内容・構成が、方法書	す。 「文化財」および「伝承文化」は、
P1分·1再/以	以降の検討を前提とした内容になって	配慮書段階で環境要素として選定さ
	いるのではないでしょうか。配慮書段階	れるケースは少ないと考えられるた
	で検討すべき事項を追加頂くとともに、	め、本ガイドは主に方法書段階以降
	全体的な構成を、「配慮書」、「方法書」、	で活用いただくような内容となって
	「準備書」の各図書作成段階に応じた技	
	術ガイドを整理して頂けると、より活用	慮書段階での活用も想定されます。
	し易いマニュアルになると考えます。	「方法書」と「準備書」では重複
		する内容も多いため、各図書作成段
		階に応じた構成にはしておりませ
		λ_{\circ}
		なお、技術ガイドは分冊構成を考
		えており、今回の「歴史的遺産分野」
		以外に「総論、配慮書分野」も作成
		する予定ですので、配慮書段階での
		全体的な留意事項はそちらを参照し
		ていただくこととします。